

久喜市議会

平成31年2月定例会議案

議 案 目 録

議案第 1 号	平成30年度久喜市一般会計補正予算（第6号） について	1
議案第 2 号	平成30年度久喜市国民健康保険特別会計補正 予算（第3号）について	2
議案第 3 号	平成30年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第4号）について	3
議案第 4 号	平成30年度久喜市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第3号）について	4
議案第 5 号	平成30年度久喜市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第3号）について	5
議案第 6 号	平成30年度久喜市下水道事業会計補正予算 （第3号）について	6
議案第 7 号	平成31年度久喜市一般会計予算について	7
議案第 8 号	平成31年度久喜市国民健康保険特別会計予算 について	8
議案第 9 号	平成31年度久喜市介護保険特別会計予算につ いて	9
議案第10号	平成31年度久喜市後期高齢者医療特別会計予 算について	10
議案第11号	平成31年度久喜市農業集落排水事業特別会計 予算について	11
議案第12号	平成31年度久喜市土地区画整理事業特別会計 予算について	12
議案第13号	平成31年度久喜市水道事業会計予算について	13
議案第14号	平成31年度久喜市下水道事業会計予算につい て	14
議案第15号	久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及 び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第16号	久喜市の組織改正に伴う関係条例の整理に関す る条例	16
議案第17号	久喜市地域公共交通会議条例の一部を改正する 条例	19

議案第 18 号	久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	20
議案第 19 号	久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	21
議案第 20 号	久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	22
議案第 21 号	久喜市都市公園条例の一部を改正する条例	23
議案第 22 号	久喜市水道給水条例の一部を改正する条例	24
議案第 23 号	久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第 24 号	久喜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	27
議案第 25 号	久喜市下水道条例の一部を改正する条例	28
議案第 26 号	久喜市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例	29
議案第 27 号	路線の認定について	31
議案第 28 号	路線の廃止について	32
報告第 1 号	専決処分の報告について	33
報告第 2 号	専決処分の報告について	35
報告第 3 号	専決処分の報告について	37
報告第 4 号	専決処分の報告について	39
報告第 5 号	専決処分の報告について	41
報告第 6 号	専決処分の報告について	43
報告第 7 号	専決処分の報告について	45
報告第 8 号	専決処分の報告について	47
報告第 9 号	専決処分の報告について	49
報告第 10 号	専決処分の報告について	51

議案第 1 号

平成 3 0 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）について

平成30年度久喜市一般会計補正予算(第6号)を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第2号

平成30年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

平成30年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 3 号

平成 3 0 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

平成30年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第4号

平成30年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

平成30年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第5号

平成30年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

平成30年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第6号

平成30年度久喜市下水道事業会計補正予算（第3号）について

平成30年度久喜市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第7号

平成31年度久喜市一般会計予算について

平成31年度久喜市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 8 号

平成 3 1 年度久喜市国民健康保険特別会計予算について

平成31年度久喜市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第9号

平成31年度久喜市介護保険特別会計予算について

平成31年度久喜市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 10 号

平成 31 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について

平成31年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 1 号

平成 3 1 年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算について

平成31年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 2 号

平成 3 1 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について

平成31年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 13 号

平成 31 年度久喜市水道事業会計予算について

平成31年度久喜市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 4 号

平成 3 1 年度久喜市下水道事業会計予算について

平成31年度久喜市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第15号

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部中

月額	47,000円
月額	39,000円
月額	35,000円
月額	20,000円

を

に改める。

基本給	月額	47,000円
能率給	基本給のほか、活動及び成果の実績に応じ予算の範囲内で市長が定める額	
基本給	月額	39,000円
能率給	基本給のほか、活動及び成果の実績に応じ予算の範囲内で市長が定める額	
基本給	月額	35,000円
能率給	基本給のほか、活動及び成果の実績に応じ予算の範囲内で市長が定める額	
基本給	月額	20,000円
能率給	基本給のほか、活動及び成果の実績に応じ予算の範囲内で市長が定める額	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農業委員会会長等の報酬体系を基本給と能率給の体系に改めたいので、この案を提出するものであります。

議案第16号

久喜市の組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(久喜市水道事業運営審議会条例の一部改正)

第1条 久喜市水道事業運営審議会条例(平成22年久喜市条例第87号)の一部を次のように改正する。

第7条中「上下水道部水道業務課」を「上下水道部上下水道経営課」に改める。

(久喜市児童福祉審議会条例の一部改正)

第2条 久喜市児童福祉審議会条例(平成22年久喜市条例第119号)の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉部子育て支援課」を「健康・子ども未来部子ども未来課」に改める。

(久喜市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正)

第3条 久喜市老人ホーム入所判定委員会条例(平成22年久喜市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第2条中「福祉部介護福祉課長」を「福祉部高齢者福祉課長」に改める。

第7条中「福祉部介護福祉課」を「福祉部高齢者福祉課」に改める。

(久喜市立地域交流センター条例の一部改正)

第4条 久喜市立地域交流センター条例(平成22年久喜市条例第184号)の一部を次のように改正する。

第3条中「財政部管財課」を「財政部アセットマネジメント推進課」に改める。

(久喜市交通安全対策会議条例の一部改正)

第5条 久喜市交通安全対策会議条例(平成22年久喜市条例第190号)の一部を次のように改正する。

第6条中「市民部生活安全課」を「市民部交通企画課」に改める。

(久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会条例の一部改正)

第6条 久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会条例(平成22年久喜市条例第214号)の一部を次のように改正する。

第6条中「上下水道部下水道業務課」を「上下水道部上下水道経営課」に改める。

(久喜市公共交通検討委員会条例の一部改正)

第7条 久喜市公共交通検討委員会条例(平成22年久喜市条例第238号)の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部企画政策課」を「市民部交通企画課」に改める。

(久喜市自治基本条例推進委員会条例の一部改正)

第8条 久喜市自治基本条例推進委員会条例(平成24年久喜市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第9条中「市民部自治振興課」を「市民部市民生活課」に改める。

(久喜市ごみ処理検討委員会条例の一部改正)

第9条 久喜市ごみ処理検討委員会条例(平成27年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境経済部ごみ処理施設建設推進課」を「環境経済部資源循環推進課」に改める。

(久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正)

第10条 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例(平成27年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第23条中「市民部生活安全課」を「健康・子ども未来部子ども未来課」に改める。

(久喜市青少年問題協議会条例の一部改正)

第11条 久喜市青少年問題協議会条例(平成28年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条中「市民部生活安全課」を「健康・子ども未来部子ども未来課」に改める。

(久喜市中小企業・小規模企業振興会議条例の一部改正)

第12条 久喜市中小企業・小規模企業振興会議条例(平成29年久喜市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第9条中「環境経済部商工観光課」を「環境経済部久喜ブランド推進課」に改める。

(久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例の一部改正)

第13条 久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例(平成30年久喜市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境経済部ごみ処理施設建設推進課」を「環境経済部資源循環推進課」に改める。

(久喜市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第14条 久喜市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成30年久喜市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第6条中「環境経済部ごみ処理施設建設推進課」を「環境経済部資

源循環推進課」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

平成31年4月1日付け組織機構改革に伴い、関係条例について所要の改正を行いたく、この案を提出するものであります。

議案第 17 号

久喜市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

久喜市地域公共交通会議条例(平成24年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「社団法人埼玉県バス協会」を「一般社団法人埼玉県バス協会」に改め、同条第4号中「埼玉県タクシー協会」を「一般社団法人埼玉県乗用自動車協会」に改める。

第10条中「市民部生活安全課」を「市民部交通企画課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日 提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

委員となる者の属する団体の組織変更等及び本市の組織機構改革に伴い、所要の改正を行いたく、この案を提出するものであります。

議案第18号

久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成22年久喜市条例第148号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、し尿等処理手数料を改めるため、この案を提出するものであります。

議案第19号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例(平成22年久喜市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立桜田小学校学童クラブの項中「60人」を「160人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

平成31年4月1日開設予定の桜田小学校敷地内に設置する放課後児童クラブについて、定員を久喜市放課後児童クラブ条例に位置付ける必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第20号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「14万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「16万円」に改める。

第21条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

国民健康保険税の賦課限度額の見直し及び特例対象被保険者等に係る申告手続の改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 2 1 号

久喜市都市公園条例の一部を改正する条例

久喜市都市公園条例(平成22年久喜市条例第209号)の一部を次のように改正する。

別表第1上大崎運動公園の部を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日 提 出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

埼玉県から使用貸借している上大崎運動公園の土地を返還し、同公園を廃止するため、この案を提出するものであります。

議案第 2 2 号

久喜市水道給水条例の一部を改正する条例

久喜市水道給水条例(平成22年久喜市条例第92号)の一部を次のように改正する。
第6条の2第2項、第8条第1項、第22条及び別表第2備考3中「100分の108」を
「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(料金に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の第22条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

平成31年(2019年)10月1日から消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、この案を提出するものであります。

議案第23号

久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例(平成25年久喜市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第6号中「第1号又は第2号の卒業生」を「第1号又は第2号の規定による卒業をした者」に、「大学院」を「大学院の」に、「第1号の卒業生」を「第1号の規定による卒業をした者」に、「第2号の卒業生」を「第2号の規定による卒業をした者」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同条第4号中「、同条第1号に規定する学校の卒業生」を「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者」に、「同条第3号に規定する学校の卒業生」を「同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」に、「同条第4号に規定する学校の卒業生」を「同条第4号に規定する学校を卒業した者」に改め、同条第5号中「の卒業生」を「に規定する卒業生(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

学校教育法等の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき資格の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第24号

久喜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

久喜市農業集落排水処理施設条例(平成22年久喜市条例第159号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市農業集落排水処理施設条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している農業集落排水処理施設(以下「処理施設」という。)の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である処理施設の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

平成31年(2019年)10月1日から消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、この案を提出するものであります。

議案第 25 号

久喜市下水道条例の一部を改正する条例

久喜市下水道条例(平成22年久喜市条例第213号)の一部を次のように改正する。
第19条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に下水道使用料(以下「使用料」という。)の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

平成31年(2019年)10月1日から消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、この案を提出するものであります。

議案第26号

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例

(久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正)

第1条 久喜市立幼稚園保育料等徴収条例(平成22年久喜市条例第90号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「12,000円」を「10,100円」に改め、同表備考4中「場合、」の次に「そのうち」を加え、「別表第1」を「この表」に改め、同表備考に次のように加える。

5 4の規定にかかわらず、C1階層の世帯は、児童の保護者と生計を一にしている最年長の子から順に2人目についてはこの表に定める額の半額とし、3人目以降については無料とする。

6 4及び5の規定にかかわらず、要保護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第4項に規定する要保護者等をいう。)がいるC1階層の世帯は、児童の保護者と生計を一にしている最年長の子から順に1人目については3,000円とし、2人目以降については無料とする。

(久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例(平成28年久喜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「12,000円」を「10,100円」に改める。

第3条 久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例(平成30年久喜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定を次のように改める。

別表第1中	「	保育料 (月額)	「	保育料(月額)		を に改
	0円	3歳児	0円	4歳以上児	0円	
	0円	10,100円	0円	10,100円	10,100円	
	10,100円	15,200円	10,100円	17,700円	15,200円	
	15,200円	18,500円	17,700円	21,500円	18,500円	
	18,500円	」	21,500円	18,500円	」	

める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の久喜市立幼稚園保育料等徴収条例別表第1の規定(同表備考に係る部分に限る。) 平成29年4月1日
 - (2) 第1条の規定による改正後の久喜市立幼稚園保育料等徴収条例別表第1の規定(同表備考に係る部分を除く。)及び第2条の規定による改正後の久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例附則第3項の規定 平成30年4月1日

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い、久喜市立幼稚園の保育料の一部改正及び負担軽減に関し必要な事項の追加を行うため、この案を提出するものであります。

議案第 27 号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜4395号線	久喜市本町八丁目	久喜市本町八丁目	
栗橋264号線	久喜市松永	久喜市松永	
栗橋553号線	久喜市間鎌	久喜市間鎌	
鷺宮1568号線	久喜市鷺宮	久喜市上内	
鷺宮1569号線	久喜市鷺宮	久喜市鷺宮	
鷺宮1570号線	久喜市鷺宮	久喜市上内	
鷺宮1571号線	久喜市鷺宮	久喜市上内	
鷺宮1572号線	久喜市鷺宮	久喜市鷺宮	
鷺宮1573号線	久喜市鷺宮	久喜市鷺宮	

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第28号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜9376号線	久喜市下早見	久喜市下早見	

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道としての機能が失われるため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第1号

専決処分の報告について

一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 4,463円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

平成30年7月19日午前11時頃、久喜市花と香りのふれあいセンター実習室及び研修室においてそば打ちを行っていたところ、使用していた大型コンロの機器不具合等により、不完全燃焼に伴う一酸化炭素が発生し、在室していた相手方を負傷させた。

平成30年11月20日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。

報告第2号

専決処分の報告について

一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 4,520円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

平成30年7月19日午前11時頃、久喜市花と香りのふれあいセンター実習室及び研修室においてそば打ちを行っていたところ、使用していた大型コンロの機器不具合等により、不完全燃焼に伴う一酸化炭素が発生し、在室していた相手方を負傷させた。

平成30年11月20日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。

報告第3号

専決処分の報告について

一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 8,268円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

平成30年7月19日午前11時頃、久喜市花と香りのふれあいセンター実習室及び研修室においてそば打ちを行っていたところ、使用していた大型コンロの機器不具合等により、不完全燃焼に伴う一酸化炭素が発生し、在室していた相手方を負傷させた。

平成30年11月20日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。

報告第4号

専決処分の報告について

一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 5,089円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

平成30年7月19日午前11時頃、久喜市花と香りのふれあいセンター実習室及び研修室においてそば打ちを行っていたところ、使用していた大型コンロの機器不具合等により、不完全燃焼に伴う一酸化炭素が発生し、在室していた相手方を負傷させた。

平成30年11月20日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。

報告第5号

専決処分の報告について

一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 5,760円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

平成30年7月19日午前11時頃、久喜市花と香りのふれあいセンター実習室及び研修室においてそば打ちを行っていたところ、使用していた大型コンロの機器不具合等により、不完全燃焼に伴う一酸化炭素が発生し、在室していた相手方を負傷させた。

平成30年11月20日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。

報告第6号

専決処分の報告について

一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 127,080円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

平成30年7月19日午前11時頃、久喜市花と香りのふれあいセンター実習室及び研修室においてそば打ちを行っていたところ、使用していた大型コンロの機器不具合等により、不完全燃焼に伴う一酸化炭素が発生し、在室していた相手方を負傷させた。

平成30年11月20日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。

報告第7号

専決処分の報告について

一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 4,506円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

平成30年7月19日午前11時頃、久喜市花と香りのふれあいセンター実習室及び研修室においてそば打ちを行っていたところ、使用していた大型コンロの機器不具合等により、不完全燃焼に伴う一酸化炭素が発生し、在室していた相手方を負傷させた。

平成30年11月20日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。

報告第8号

専決処分の報告について

一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 4,496円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

平成30年7月19日午前11時頃、久喜市花と香りのふれあいセンター実習室及び研修室においてそば打ちを行っていたところ、使用していた大型コンロの機器不具合等により、不完全燃焼に伴う一酸化炭素が発生し、在室していた相手方を負傷させた。

平成30年11月20日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。

報告第9号

専決処分の報告について

一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 93,938円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

平成30年7月19日午前11時頃、久喜市花と香りのふれあいセンター実習室及び研修室においてそば打ちを行っていたところ、使用していた大型コンロの機器不具合等により、不完全燃焼に伴う一酸化炭素が発生し、在室していた相手方を負傷させた。

平成30年11月20日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。

報告第10号

専決処分の報告について

一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成31年2月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり一酸化炭素中毒事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 16,399円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

平成30年7月19日午前11時頃、久喜市花と香りのふれあいセンター実習室及び研修室においてそば打ちを行っていたところ、使用していた大型コンロの機器不具合等により、不完全燃焼に伴う一酸化炭素が発生し、在室していた相手方を負傷させた。

平成30年11月20日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。